

「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定について

概要

- 平成25年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（優先調達推進法）において、地方公共団体には、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務がある旨が定められている。
- また、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、障がい者支援施設等との随意契約（3号随契）について規定されているが、その対象施設は、優先調達推進法における障がい者就労施設等の一部に限られている。
- 一方、同3号には、「障害者支援施設等に準ずる者」として地方公共団体の長に認定された者についても3号随契を締結できると規定されている。
- 今般、障がい者の就労機会の確保を図るため、優先調達推進法の対象施設であるが、同3号の対象外となっている施設種別について、「障害者支援施設等に準ずる者」として認定することとし、認定基準を定めたところである。（認定基準の制定に際して、有識者会議を別途実施済み）
- 認定に際して、地方自治法施行規則第12条の2の21第3項に基づき学識経験を有する者の意見を聴取するため、地域自立支援協議部会に諮る。
- なお、この取組については、令和6年度監査委員監査において、本市施設を活用した「障がい者の就業訓練を目的とした清掃業務委託」の契約方法等に対して指摘を受けたことをきっかけに、他の契約も含めて、障がい者就労施設等の受注機会の一層の増大を図るものである。

障害者支援施設等について

地方自治法施行令
第167条の2第1項第3号

優先調達推進法

障害者支援施設	障害者支援施設
地域活動センター	地域活動センター
障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業
小規模作業所	小規模作業所
	特例子会社
	重度障害者多数雇用事業所
	在宅就業障害者
	在宅就業支援団体
	共同受注窓口

「障害者支援施設等に準ずる者」として認定する

スケジュールについて

令和7年	4月～6月	認定基準の検討
	7月30日	有識者会議の開催 → 認定基準案を意見聴取
	8月20日	認定基準の制定
	8月27日～9月19日	認定申請書の受付期間
	9月26日	認定に係る意見聴取（第1回地域自立支援協議部会）
	10月27日	認定の決定（通知）
令和8年	1月5日～1月30日	認定申請書の受付期間
	2月27日	認定に係る意見聴取（第2回地域自立支援協議部会）
	3月末頃	認定の決定（通知）

※ 以降、地域自立支援協議部会において意見聴取のうえ、認定を決定（年2回を想定）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の認定基準

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。)」及び「大阪市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を踏まえ、障がい者の就労機会の確保を図るため、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。)第12条の2の21第1項の規定に基づき、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者(以下「これらに準ずる者」という。)の認定に係る基準(以下「基準」という。)を次のとおり定める。

1 認定基準

施設等の所在地が大阪市内にある次に掲げる者をこれらに準ずる者の認定の対象とする。ただし、公序良俗に反する事業を行うなど、事業者において認定にふさわしくない事実がある場合には、認定の対象としない。

- (1) 優先調達推進法に規定する障害者就労施設等(施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所を除く。)
- (2) 優先調達推進法に規定する障害者就労施設等の共同受注窓口として契約主体となる事業者

2 認定方法

- (1) 認定を受けようとする事業者は、認定申請書に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (2) 認定申請書の提出があったときは、施行規則第12条の2の21第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聞いた上で、認定の可否を決定し、認定申請者に対し、認定の可否を速やかに通知する。

3 認定の取消し

市長は、認定を受けた者が、第1項の認定基準に該当しないことが明らかになったとき又は認定事業者として適当でない事由が生じたときは、認定を取り消すことができる。

4 その他

この基準の取扱いについて必要な事項は、別途、福祉局長が定める。

附 則

この基準は、令和7年8月20日から施行する。

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準（以下「認定基準」という。）」に基づき、事業者の認定事務の取扱いについて定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 認定を受けようとする事業者は、認定申請書（様式第1号）及び同様式に記載している添付資料を市長に提出しなければならない。

(認定の区分)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者については、次の区分により認定するものとする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条第2項を満たす重度障がい者多数雇用事業所
- (3) 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
- (5) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針に基づく共同受注窓口

(認定の決定)

第4条 市長は、認定基準に基づき、認定をしたときは認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは不認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(認定事業者の公表)

第5条 市長は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）について、名簿を作成し公表するものとする。

(認定事項の変更)

第6条 認定事業者は、その認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第7条 認定事業者が、認定を辞退するときは、認定辞退届（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者としての認定を受けた後に、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に定める要件を欠いたとき。
- (2) 営業を廃止又は休止したとき。
- (3) 申請内容又は添付資料の記載事項を故意に偽ったことが判明したとき。
- (4) 契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき。
- (5) 他の認定事業者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。
- (6) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可等必要とする資格を有しなくなったとき。
- (7) その他、認定にふさわしくないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定取消通知書（様式第6号）により、当該認定事業者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

（実地調査）

第9条 市長は、認定基準に該当することを確認するために必要と認めるときは、申請者又は認定事業者を訪問し、現場の確認及び聞き取り等の実地調査を行うことができるものとする。

（報告）

第10条 認定事業者は、認定基準に該当することを確認するために必要な事項について市長から報告の求めがあったときは、速やかに報告をしなければならない。

2 重度障がい者多数雇用事業所として認定を受けた事業者は、認定を受けた次年度以降、毎年7月末日までに直前の6月1日現在における障がい者雇用状況計算書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（事務）

第11条 この要綱に関する事務は、福祉局障がい者施策部障がい福祉課において実施する。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行する。